

## 後期高齢者医療制度の被保険者証の色が 「みず色」 → 『うすいオレンジ色』に変わります

令和元（平成31）年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証（以下、「保険証」という。）を更新いたします。新しい保険証は『うすいオレンジ色』です。7月初旬頃から順次、簡易書留郵便にて郵送する予定となっております。

今回お届けする『うすいオレンジ色』の保険証は7月1日から使用できます。

それが届くまでは現在お持ちの保険証「みず色」をご使用ください。

（「みず色」の保険証は8月1日以降使用できません。）

○現在お持ちの保険証「みず色」について  
新しい保険証『うすいオレンジ色』がお手元に届き次第、「みず色」の保険証は、下記問い合わせ先にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

※令和元年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります）。

（例）今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合「3割（令和元年7月31日までは1割）」と表示されます。

☎ 健康福祉課健康推進係（8番窓口） ☎ 64-1120

## 町内建造物調査のお知らせ

☎ 教育委員会 ☎ 63-1111

湯浅町内には古い建物が多く立ち並んでいます。教育委員会では、寺社、民家、公共建築物など、町内全ての歴史的建造物を対象とした所在確認調査を実施します。調査員が道路からの外観確認による調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力のほどよろしくおねがいたします。



期間：7月下旬～9月末（予定）  
対象：町内の歴史的建造物全て

## 経済センサス 基礎調査を実施します！

☎ 総務広報課総務係（16番窓口） ☎ 64-1108

8月～11月にかけて、「経済センサス - 基礎調査」を実施します。この調査は、全国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。調査は、調査員が事業所の活動状態を実地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより行います。皆様のご調査へのご理解・ご回答をよろしくお願い致します。



## 住民票の写し等の第三者交付に係る 本人通知制度（登録制）をご存知ですか

☎ 住民生活課住民係（3・4番窓口） ☎ 64-1102

湯浅町では、住民票や戸籍謄本などを本人等の代理人や第三者に交付した場合、あらかじめ登録された方に、その事実をお知らせする制度を実施しています。

この制度は、第三者が不正な手段により、他人の住民票等を取得することを抑制するためのものです。

登録を希望される方は、住民生活課住民係までお問い合わせください。

### 本人通知制度の流れ

- ① **事前登録** 住民生活課住民係で受付します。（平日 8：30～17：15）
- ↓
- ② **代理人・第三者からの住民票・戸籍等の交付請求**  
請求に基づき審査のうえ、請求人に交付します。
- ↓
- ③ **登録された方へ通知** 事前に登録された方に、交付した事実を通知します。
- ↓
- ④ **証明書の交付** 希望される方に証明書を交付します。手数料は300円です。  
※証明書の内容は、交付年月日、交付した書類の種別・通数が記載されたものになります。

## り災証明書・被災証明書について

☎ 住民生活課税務係（1・2番窓口） ☎ 64-1106

### り災証明書・被災証明書とは

り災証明書・被災証明書は風水害、地震等の災害によって生じた被害を証明するものです。  
※保険等の補償を確定させるものではありません。※火災時のり災証明書は湯浅広川消防組合（64-0119）となっております

**り災証明書**：家屋に被害を受けた場合

**被災証明書**：構築物（家屋以外の物置やカーポートなど）に被害を受けた場合

### り災証明書・被災証明書の申請

申請は住民生活課税務係で受け付けます。次の書類をそろえて申請にお越しくください。

- ・り災（被災）証明申請書
- ・被害写真
- ・申請者の本人確認書類
- ・委任状（り災者または被災者と申請者の世帯が異なる場合）

証明書は1通300円です。申請から交付まで日数を要します。

### 申請に関する注意事項

- ・申請書及び委任状に忘れず押印してください。
- ・申請は被害を受けてから原則1ヶ月以内にお越しくください。
- ・「写真がなく修繕がおわってしまった」「写真を撮影したのが被害にあってから1ヶ月以上経過している」などの場合、証明書を交付することができない可能性があります。
- ・写真で判別できない場合は現地調査にお伺いすることがあります。

申請書等の様式は湯浅町役場のホームページに掲載しています。